



各位

平成 18 年 5 月 25 日

会社名 株式会社バンダイナムコホールディングス

代表者名 代表取締役社長 高 須 武 男

問合せ連絡先名 取締役 田 中 慶 治

電話番号 0 3 (5 7 8 3) 5 5 0 0

(コード番号 7832 東証一部)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ② [当社子会社の取締役に対するストック・オプションの付与]

当社は、取締役会において、ストック・オプションの実施等を目的として、株主以外のものに対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 18 年 6 月 26 日開催予定の第 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプション制度を導入する目的および有利なる条件による発行を必要とする理由

当社グループでは、従来から業績に連動する役員報酬体系を導入してまいりましたが、現行制度の連結業績要素に加え、株価や株主価値との連動性をさらに高めるとともに経営の透明性向上・企業競争力高揚につなげることを目的として、グループ全体の役員報酬体系の見直しをいたします。この見直しの一環として、当社子会社の取締役が連結業績をより意識して業務執行に取り組むとともに、株主との利害の一致を図ることを目的に当該ストック・オプション制度を導入することといたしました。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社子会社の取締役に割り当てるものといたします。

(社外取締役、当社の取締役を兼務する者を除く)

対象会社・戦略ビジネスユニット*の主幹会社で、かつ当社の 100%子会社である株式会社バンダイ、株式会社ナムコ、株式会社バンダイナムコゲームス

*当社グループは、事業ドメインごとに「トイホビー」「アミューズメント施設」「ゲームコンテンツ」「ネットワーク」「映像音楽コンテンツ」の 5 つの戦略ビジネスユニットと、それを横断する機能などの役割を担う関連事業グループで構成しております。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

普通株式 210,000株（発行済株式総数の0.08%）を1年間の上限といたします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

(3) 発行する新株予約権の数

2,100個を1年間の上限といたします。

ただし、子会社の取締役1名当たりの上限を250個といたします。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株とします。

ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、各新株予約の目的となる株式の数についても同様の調整を行います。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものといたします。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成21年7月10日から平成26年6月30日までといたします。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 権利付与時に、割当対象の子会社取締役が所属する戦略ビジネスユニット

の売上高および営業利益などを評価指標といたします。さらに評価期間（権利付与時から権利行使可能時までの３年間）を定め、当該評価期間中、年度ごとの目標達成率を測定し、権利行使可能時における各達成率が、評価期間の平均で５０％以上となった場合に、権利行使できるものといたします。

ただし、この場合であっても、権利行使により取得することができる株式数は、平均達成率と同等の割合（上限を１００％とする。）によります。

- ② 新株予約権者が死亡した場合当該権利の行使は相続人（１名に限る。）が行うものといたします。この場合に、当該相続人は当該事由発生後６か月（新株予約権の権利行使期間満了前に新株予約権者が死亡した場合には、権利行使期間到来から６か月）に限り付与された新株予約権を保有し権利行使ができるものといたします。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできません。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものといたします。
- ④ その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

（８）新株予約権の消却の事由および消却条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者が（７）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合に、その新株予約権を消却することができます。

この場合、当該新株予約権は無償で消却するものといたします。

（９）新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものといたします。

（注）上記の内容については、平成１８年６月２６日開催予定の当社株主総会において、「当社子会社の取締役に対し株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

以上

（ご参考）

「ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ」は以下の３件を開示しております。

- ① 当社取締役に対するストック・オプションの付与
- ② 当社子会社取締役に対するストック・オプションの付与
- ③ 当社および当社子会社の使用人に対するストック・オプションの付与